

令和8年度みえの海業推進事業委託業務  
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の内容

(1) 委託業務名

令和8年度みえの海業推進事業委託業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日(金)まで

(3) 仕様

別紙令和8年度みえの海業推進事業委託業務仕様書のとおり

2 契約上限額

4,000,700円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関して質問がある場合は、以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年5月19日(火)15時まで(必着)

(2) 質問の方法

電子メールでのみ受け付けます。

質問には、所属、氏名、連絡先、件名を明記してください。

件名は、「令和8年度みえの海業推進事業委託業務企画提案コンペの質

問」としてください。

質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

三重県農林水産部漁政課海業・流通班 担当：堀、藤島

電話：059-224-2515 電子メール：suiryu@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和8年5月21日（木）17時までに、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ > 県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報（公告・結果）

5 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金）11時まで（必着）

(2) 提出方法

PDFファイルにより、電子メールに添付して提出してください。

件名は、「令和8年度みえの海業推進事業委託業務企画提案コンペの参加資格確認申請」としてください。

申請の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先

上記4（3）に同じ

(4) 提出書類

ア 「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）

イ 上記アに記載の添付書類一式

6 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記5の確認結果を、令和8年6月3日（水）17時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

7 企画提案資料の提出

上記6により、参加資格があることの確認結果を受けた者は、以下により企

画提案資料を提出してください。

(1) 提出期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月11日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

PDFファイルにより、電子メールに添付して提出してください。

件名は、「令和8年度みえの海業推進事業委託業務企画提案コンペの企画提案資料」としてください。

申請の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先

上記4(3)に同じ

(4) 提出資料

ア 企画提案書

様式は自由としますが、A4判30ページ以内とし、仕様書の項目に対応した内容としてください。

イ 見積書

仕様書の項目ごとに内訳の金額を記載してください。

見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

ウ 業務推進体制のわかる資料(様式自由)

エ 業務執行スケジュールのわかる資料(様式自由)

(5) 注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格ですべて実現できるものとしてください。

## 8 選定委員会でのプレゼンテーション

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度みえの海業推進事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時

令和8年6月17日(水) 13時30分から順次

(2) 場所

三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館第101会議室

(3) 内容

プレゼンテーション20分、質疑15分（予定）

(4) 方法

提出済みの企画提案書等、提出資料及び口頭での説明に限るものとし  
ます。

(5) 適否評価

選定委員会で事前に委託目的及び条件等に照らし合わせた書類審査（適  
否評価）を実施し、プレゼンテーションには適合者のみが参加できます。

適否評価の結果については、提案したすべての者に令和8年6月15日  
（月）17時までに電子メール又は電話により通知します。また、適合者へ  
はプレゼンテーションの詳細を合わせて連絡します。

(6) 備考

気象等の状況により、オンラインでのプレゼンテーションに変更し、又は  
プレゼンテーション実施日時を変更することがあります。

9 選定委員会にて最優秀提案を選定

三重県は、上記8の内容を含め、審査を行い、最優秀提案を選定します。

審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提  
案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

(1) 目的適合性

- ・業務仕様書及び業務の目的と合致し、具体的な内容となっているか。

(2) 企画性

- ・他者の提案と違う優位性が認められるか。
- ・業務仕様書で示した内容となっているか。
- ・海業の取組推進の機運醸成につながる企画となっているか。
- ・県内の漁村の活性化、海業による漁港施設等の利活用につながる内容とな  
っているか。

(3) 実現可能性

- ・業務を遂行する上で、必要な知識や経験、ノウハウを有しているか。
- ・人材やネットワークの保有など業務を実施するための専門性を有して  
いるか。
- ・目標を実現できる提案となっているか。

(4) 経済合理性

- ・提案及び見積額は費用対効果の高い合理的な内容となっているか。
- ・見積書の積算内容や根拠は適当であるか。

(5) 業務推進体制

- ・関係者と連携の上、業務が適切に実施できる体制を整えているか。

## 10 選定結果の通知

三重県は、上記9の選定結果を、令和8年6月18日（木）17時までに、提案したすべての者に対し、電子メール又は電話により通知します。最優秀提案に選定された提案者は、受託候補者となります。

### 11 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、選定結果の通知を受けた日の翌日（土日祝日を除く）までに次の（1）から（4）の書類のPDFファイルを電子メールに添付して提出してください。

件名は、「令和8年度みえの海業推進事業委託業務の委託契約準備書類」としてください。

書類の送信後、申請の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（有料）（選定結果通知日から過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）
- （2）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（無料）（選定結果通知日から過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）
- （3）過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（該当する契約実績がある場合のみ）
- （4）三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- （5）書面の契約書ではなく、電子契約による契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」

※「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」の様式は、県ホームページの次のページからダウンロードできます。

トップページ > 電子入札 > 物件等調達（物品・役務）  
> 電子契約サービスについてはこちら

### 12 契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、三重県農林水産部漁政課において示します。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律

第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。))のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(更生計画等が決定されるまでの者に限ります。))が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、三重県農林水産部漁政課において行います。
- (4) 契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

### 1 3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

### 1 4 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

### 1 5 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 1 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 1 7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 18 その他

### (1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
- イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

### (2) 契約に関する事項

- ア 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
- イ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。
- ウ 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- エ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

### (3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

- 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
  - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
  - エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
  - オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
  - カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
  - キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

#### 19 連絡先

上記4（3）のとおり